

【研究ノート】

保育における身体表現活動の変遷に関する研究 (1)

——保育要領、幼稚園教育要領を踏まえて——

門 脇 早聴子

要旨：昭和 23 年制定の保育要領の項目「リズム」では、倉橋惣三¹⁾ (1882～1955) による「遊びの中であらわれる幼児の自発的な表現を重視する」という主張のもと、幼児が身体でいきいきと表現して楽しむ活動が重視された。一方、昭和 31 年の幼稚園教育要領「音楽リズム」は、音楽とリズムの一体化の方針のなかで、小学校との一貫性、またより具体的な目標設定が示された。そこでは、リズムカルな動きをさせるといった保育者の指導目標に重点が置かれ、領域を教科として扱い技術偏重の傾向がみられた。その反省を踏まえ、平成元年「表現」では、幼児の創造性や表現の意欲を伸ばすことが重視された。しかし、具体的な内容や方法は明確に示されておらず、保育者が表現に対する援助方法を理解しにくいことが伺える。

そこで、身体表現活動について、昭和 23 年の保育要領「リズム」を元に、保育者の援助における観点を①幼児の特性をとらえる、②身体表現活動の目的を明確にする、③幼児の発達に即した環境を設定する、④使用する音楽の留意点、の 4 点にまとめる。

はじめに

本稿では、保育における身体表現活動がどのように捉えられてきたのか、戦後から現在に至る考え方や方針を整理することにより、現在の保育内容「表現」の課題を明らかにする。幼稚園教育要領は、最初に施行された昭和 23 年保育要領 (試案)²⁾から現在まで、5 回の改訂が行われている。現行の平成 20 年施行の幼稚園教育要領では、身体表現に関する内容は、要領「表現」に含まれており、内容は、3 回目の改訂である平成元年の幼稚園教育要領「表現」とほとんど違いはない。「表現」の目標は、「感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする」(文部科学省 2007)とあり、身体表現の内容は、「自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じて遊ぶ楽しさを味わう」(文部科学省 2007)と示されている。これは、幼児の自分なりの表現を保育者が認めるといふ、幼児の主体性を重んじた文言である。ところが、「保育現場からは保育における身体表現活動をどのように展開すればよいのか、といった疑問の声が聞こえている」(田辺 2006: 25-33)という指摘もある。平成元年の施行から約 30 年が経過するものの、未だに身体表現の捉え方が曖昧なのである。その背景に、身体表現活動を行うにあたり保育者の視点が定まりにくいことと、身体表現の内容や

展開の方法に難しさを感じる保育者の存在があるといえるだろう。さらに、「表現」に示されている内容および内容の取扱いの各項目は、幼児を主体とした遊びや生活の中での援助の在り方を示すものであるが、具体的な保育内容が示されていない。そのため、経験の浅い保育者は子どもの身体表現をどのように捉えて発展させるのか、イメージしにくいのではないだろうか。保育の場では、身体表現活動は「リズム遊び」「律動」などの名称で呼ばれるが、一部の新任の保育者からは、幼児が自発的に行う自然観察や遊びから発展する表現を、保育者がどのような手法で行うのかイメージできないという声もあがっている。

そこで、身体表現を意義ある活動として示された、昭和23年保育要領（試案）「リズム」をもとに、大幅に内容の改訂が行われた昭和31年施行の幼稚園教育要領「音楽リズム」、平成元年施行の幼稚園教育要領「表現」に注目し、「リズム、音楽リズム、表現」における身体表現活動の位置づけを明確にする。また、身体表現の歴史的変遷を見ることで、今後の身体表現活動への示唆とする。

1. 明治期の「遊戯」

幼稚園における身体表現は、明治時代にフレーベル（1782-1852）³⁾の運動遊戯の影響を受けて導入された。明治期の遊戯について小山は、次のように述べている。

行進遊戯、唱歌遊戯、競争遊戯などであり、それは行進や個々の歌詞に即した模倣遊戯を主とするものであった。それに対して、1918（大正7）年頃から律動遊戯、童謡遊戯、演劇といった新しい遊戯法が紹介され、音楽と動作の関係性や身体表現活動の教育的価値が捉え直されるようになった。（小山 2012：117）

明治期の、保母が主導となって歌詞に沿った遊戯を行うのに対して、大正期からは、律動遊戯、童謡遊戯といった新しい遊戯法が、雑誌『婦人と子ども』（フレーベル会；日本幼稚園協会 1901～1918）⁴⁾や講習会を通して紹介された。なかでも、土川五郎（1871～1947）⁵⁾が考案した律動遊戯は、歌詞の無いリズムカルな音楽に合わせた躍動的な動作を特徴とした遊戯であり、保育の場におおいに受け入れられた。しかし、明治期から戦前にかけては、大人が考えた振付を幼児に教える「遊戯」が、保育内容の一つであった。

2. 昭和22年 保育要領（試案）に見る音楽による身体表現領域の位置づけ

2.1. 保育要領（試案）における「リズム」の位置づけ

1947（昭和22）年に学校教育法が制定され、第79条に幼稚園の保育内容に関する事項が定められた。文部省は、幼稚園の保育内容の基準となる保育要領を編集する目的で、幼児教育内容調

査委員会を同年に設置した。当時の委員は18名からなり、委員会全員で検討したとある（日本保育学会編 1985:250）。その委員長的な役割として、東京女子高等師範学校教授であった倉橋惣三（1882～1955）⁶⁾が任命されている。倉橋の「保育は幼児の生活から出発するべき」という考えが、当時、米国のCIE⁷⁾顧問ヘレン・ヘファーナン（Helen Heffernan）⁸⁾の理解を得ることができたとあり、本委員会は、幼児の興味を重んじる自由保育を主張する倉橋の影響がきわめて強かったと記されている（日本保育学会編 1985:242）。

保育要領（試案）の内容（望ましい経験）は、次の12項目から成り立っている。①見学、②リズム、③休息、④自由遊び、⑤音楽、⑥お話、⑦絵画、⑧製作、⑨自然観察、⑩ごっこ遊び・人形芝居、⑪健康保育、⑫年中行事である。保育項目の1つである「リズム」の内容は、「音楽にあはせた踊りや競技。音楽のままに走り、歩き、スキップし、足を高く上げて飛ぶ等の動作」（村山 1978:240）と示されている。これは、ヘファーナンが示した「Rhythms」を元に作成されたものであった。「リズム」という言葉は、文部省にいた坂元彦太郎（1904～1995）が戦前の「遊戯」を近代化し、教育的なものに刷新をはかりたいという考えのもとでつけられた動きのことである。ヘファーナンは、身体による表現を“Rhithms”と複数形で記していたが、保育要領（試案）では、「リズム」と単数形に書き変えられている。「リズム」の目的を、「幼児ひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませることにある」（文部省 1947）としている。「リズム」については、これらの保育内容作成に携わった幼児教育内容調査委員会による懸案事項として、興味深い内容が次のように記載されている。

保育内容の原案の中で問題視されたものの一つに「リズム」がある。倉橋先生から「リズムとは、2拍子、3拍子、の拍子のことなのに、とくにリズムだけを離すのはおかしくないか」という質問に対し、委員会の一人であった副島ハマ（厚生省公衆保険局栄養課）は、「子どもの音楽は唱ったり聞いたりだけでは不十分で、リズムとは音楽を身体で表現することだから、リズム感が一番発達するこの時期に、型の指導ではなく自発的な表現遊びとして・・・」と説明している。その頃はカタカナを使わない主義であったが、文部省初等教育課長であった坂元彦太郎が「もうリズムという言葉を日本語にしてもよい時代になったのではありませんか」という話になった。（日本保育学会編 1985:258）

このように「リズム」は、音楽における要素の一つではなく、一般的に身体表現を指すことが明らかである。そもそも、西洋音楽で使用されているリズムの意味は、グローヴナー・クーパー（Cooper, Grosvenor W.）とレナード・マイヤー（Meyer, Leonard B.）によると、音色や音量が類似しているものや時間や音高が近接しているもの同士が、人間の諸感覚によってリズムにパターン化されまとまったものを意味するとしている（笠原；徳丸 2007:135）。一方で、倉橋が述べたリズムは、四分音符が1小節の中に2個分という意味の2拍子、3個分の場合3拍子といっ

た、拍子をさしており、本来の西洋音楽におけるリズムの意味ではない。つまり、倉橋が考えるリズムの表現とは、1小節に入るそれぞれの長さに注意し、正確に音として表すことであったことがわかる。このようなことから、倉橋は、音の長さを音楽から取り出すことが、非音楽的でないのではないかと述べた。それに対し調査委員の一人である副島は、ヘファーナンヘファーナンの示した“Rhythms”を、音楽に合わせた自由な身体表現といった意味として捉えた。副島は保育において、これまでの型の決まった踊りではなく、幼児の自発的な表現としてリズム活動が必要であると考えた。また、後にお茶の水女子大学教授に就任した坂元は、「遊戯」というこれまでの保育者主導による身体の動きを払拭し、幼児の心からわき出る動きをあらわす「リズム」という新しい言葉を用いることで、保育への改革を目指した。

文部省は幼稚園教育に対して、戦前の軍国主義の中で行っていた教師主導型の指導から脱却し、自由主義の教育思想を基調とする方針を示したことは、戦後の保育における大きな改革であったといえる。しかし、「学校教育法」の施行に伴い新しい幼稚園制度が開始されたものの、保育現場での制度の実現には至っていなかった。その原因の一つに、戦後の混乱した経済状況の中、幼稚園の復旧や新設が容易に許されず、保育の場が混乱していたことが挙げられている（宍戸 1989: 128-129）。

保育要領（試案）の「リズム」は、幼児の歌に合わせて遊びたいという、自然の欲求に基づいた身体表現活動であり、冒頭には、「特別の内容なしにリズム的に走ったり、はねたり、手を振ったり、スキップしたりする簡単な活動・動作も、幼児の成長に大切なことである」（文部省 1948: 54-55）と記されている。さらに、幼稚園におけるリズムの目的を次のように示している。

幼稚園のリズムの目的は、幼児一人ひとりおよび共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子どもの考えていることを身体の運動に表させ、生き生きと生活を楽しませることにあ
る。
（戦後教育改革資料研究会編 1980: 21）

昭和前期の幼児の身体表現活動としては、戸倉ハル（1896～1968）⁹⁾の創作による遊戯が行われていた。この遊戯は、子どもの好む童謡に自発的な表現を重んじるという考えのもとに始められた（名須川 2002: 61）。この戸倉によって行われていた身体表現が、戦後の「リズム」に取り入れられた。「リズム」は、言葉で思いをうまく伝えられない幼児にとって、感情や考えを表出させる大切な手段とされた。また幼児の発達の観点から、身体を使うことは、幼児の身体的な成長に加え、表現することの楽しさを共有する上で必要なことであると考えられた。このように、「リズム」の目的を幼児の自発的な表現とすることで、これまでの保育者から指導される遊戯との違いを示したのである。

2.2. 保育要領（試案）「リズム」の内容

保育要領（試案）「リズム」の内容は、音楽や童謡に合わせて自由に思いをあらわす「唱歌遊

び」と、幼児が経験した事柄からや心の描写を身体であらわす「リズム遊び」の2種類である。ここでは、保育者がどのような事柄を経験させ、そこでは何を大切に育てるのか、保育者の視点が明確に示されていた。「リズム」では、とくにリズム遊びを通して「感情が強く新鮮に豊かになる」(表1)という感性を養うことにつながることを示しており、現在の領域「表現」に共通する観点といえる。また、「楽しい幼児の経験」として具体的な保育者の視点を明記している。さらに、保育者が教えこむようなリズム劇ではなく、幼児が遊びの中で楽しく自発的に行える内容であることを強調している点も、現在の保育に共通する観点である。

「唱歌遊び」と「リズム遊び」の内容をまとめると、表1のようになる。

表1 昭和22年度 保育要領(試案)「リズム」の内容「唱歌遊び」「リズム遊び」

	唱歌遊び	リズム遊び
子どもの特性	歌に合わせて遊びたいという、子どもの自然の要求がある	子どもは、生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがる
遊びの過程	歌いながらのスキップや踊り、拍子に合わせた拍手をして遊びながら、組織ある遊びをする	子どもは、遠足や見学等の直接経験、農夫や動物、乗物のリズム的活動、鳥、昆虫の生活や落葉・雨等の自然現象のリズム運動の影響で、リズム運動をして遊ぶ
発展的展開	おとなの考えた遊戯を教えこむより、子供の自由な表現を重んじる。 子どもが歌を理解し、自分たちの考えで振り付けの創作を行うと、もっとおもしろいものをつくり出す。	幼児が種々の経験後に適当な音楽を伴奏すると、リズム遊びは面白く、楽しくなる。 子どもの心にある映像がリズム的に表現されると、感情が強く新鮮に豊かになる。 自発的なリズム遊びは、幼児の保健上からも大切である。

(文部省 1947)

「唱歌遊び」は、前述した戸倉の考えが反映されていることがわかる。ここではまず幼児は歌や音楽にあわせて遊ぶことを好むという特性を保育者が認識して、幼児の自発的な表現を重んじることを示している。つまり、以前の「唱歌遊戯」と異なり、戦後の「唱歌遊び」では、幼児の創造力を育成することを目的とする中で、従来の保育者が考えた振付を幼児に覚えさせる遊戯の在り方を、改める方針が読み取れる。その背景として、大正期から始まった進歩主義教育の影響を受け、児童中心主義が本格的に浸透してきたことが考えられる。このように、幼児の創造力を育成することを強調している点は、現在の幼稚園教育要領における「表現」とも共通する。

一方、「リズム遊び」は、幼児が生活の中で感動を受けたものや、発見したものからなると、農夫の仕事の様子、汽車・電車などの乗り物、昆虫や雨などの自然現象などを具体的に示している。幼児が何かになりきる遊びを好むという特性を生かし、日々の生活で触れる事柄や生き物を、音楽に合わせて身体で表現して遊びに展開させるのである。「リズム遊び」では、幼児が表現しようとする内容を示し、幼児の自発的な表現を重視している。その幼児の身体表現に合わせて、保育者が簡単な音楽をつけることで、リズム遊びがさらに楽しくなり、感情も豊かになっていくと示唆している。このように、音楽に合わせた唱歌遊びと、幼児の心の内面をあらわすリズム

ム遊びの2つに分類しているところが、昭和22年度保育要領（試案）「リズム」の特徴である。これらを実践する上で保育者は、自身の考えを幼児に押しつけるのではなく、幼児の考えを引き出すことができるような音楽や、言葉掛けが必要となる。

昭和22年の保育要領（試案）「リズム」にみられる幼児の自発的な活動は、児童中心主義を唱えた倉橋の影響が強いことがわかった。倉橋は「誘導保育」を提唱し、幼児は自由に遊ぶ中で自身の生活やルールを元に自己実現を目指した保育が重要としている。「誘導保育」とは幼児が自由に遊ぶ中で、自発性を大事にしながらも豊かな発想が生まれる環境を保育者が整える必要がある、という考え方である。保育要領の項目「リズム」は、幼児の自発性を促す保育という倉橋の考えが、反映されていたのである。

3. 昭和31年 幼稚園教育要領に見る音楽による身体表現領域の位置づけ

3.1. 「リズム」から「音楽リズム」へ

文部省は、試験的に作られた保育要領（試案）の不十分な点を改善することを目的として、昭和23年9月には、「保育要領改訂委員会」を発足させている。保育要領（試案）を改訂する原因として園山らは、「このような新しい保育の方針を実際の保育現場で具体化することは難しく、保育要領は一つの理想的なものにとどまることとなった」（園山；山口1997：908）と述べているように、戦後の混乱した保育の場では、受け入れられにくかったことがうかがえる。

保育要領（試案）の改訂にあたり委員会では、「リズム」の問題として、これまでの遊戯の伝統的な在り方を反省し、さらに新風を打ち出そうとした。そこで、保育要領（試案）から5年後の昭和28年に、文部省は『幼稚園のための指導書－音楽リズム編－』（文部省 1953）を出版した。これは、幼児の自由で自発的な活動を重んじることに賛意を表しながらも、系統性や計画性が欲しいという、保育の場からの意見に答えるよう出された指導書である。そこには、歌唱や器楽合奏に用いられる39曲の楽譜と、動きのリズムや器楽合奏に用いられる歌詞の無い楽譜が28曲掲載されている。

『幼稚園のための指導書』では、リズム感を養うことを重視し、幼児の心身の発達に即しながら、「リズム」が楽しめる内容であると強調している。幼児の音楽経験を「聞くこと」「歌うこと」「ひくこと」「動きのリズム」の4種類に分類し、具体的な指導目標を示している。とくに、「動きのリズム」では、速度感や拍子感を養う基礎指導と、幼児が思いのまま自由に表現する自由表現に分け、多面的なリズム指導を推奨している。このような幼稚園のための指導書が出されたことで、保育者は、音楽に関する豊かな教養と専門的な知識をもって指導することが求められることになった。また、項目「動きのリズム」の最後には、評価の観点が示されるなど、教科的な考え方として捉えられた、という問題点が浮かび上がった。

3.2. 「音楽リズム」の内容

昭和31年に刊行された幼稚園教育要領では、幼稚園の教育課程の基準を示す教育内容が、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域に分類された。改訂においては、「①保育内容について小学校との一貫性を持たせるようにすること、②幼稚園教育の目標を具体化して、指導計画の作成に役立つようにすること、③幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示すこと」（文部省 1956）が挙げられた。音楽とリズムの一体化の方針が打ち出され、領域「音楽リズム」になったことが、大きなポイントである。

幼稚園教育要領のまえがきには、幼稚園教育は小学校教育とは異なる独自のものとしながらも、保育内容を小学校との一貫性を持たせる旨が記されている。そのことが、保育者が音楽活動を教科のように指導することに専念するきっかけとなったのではないだろうか。

「音楽リズム」における「幼児の発達上の特質」「望ましい経験」は、以下の通りである。

表2 昭和31年度 幼稚園教育要領の領域「音楽リズム」から「幼児の発達上の特質」「望ましい経験」

[1] 幼児の発達上の特質	[2] 望ましい経験
<ul style="list-style-type: none"> ・節のくり返しを喜ぶ。 ・簡単な歌や曲を覚える。 ・みんなといっしょに歌えるようになる。 ・短い節を即興的に作って、歌うようになる。 ・みんなといっしょに、音楽を静かに聞けるようになる。 ・親しみのある楽器の音を聞き分ける。 ・音の高低・強弱・曲の早さや拍子などがわかるようになる。 ・日常生活において、耳に触れる音楽的な音やリズムに気づくようになる。 ・曲を聞いて、楽しさ、活発さ、静かさ、優美さなどの感じがわかるようになる。 ・簡単な楽器を使うことができるようになる。 ・身体的なリズムを通して、周囲の音やリズムを模倣的に表現したり、自分の感じたこと、考えたことなどを創造的に表現したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 4. 動きのリズムで表現する。 (ア) 曲に合わせて歩いたり、かけたりする。 (イ) 動物や乗り物などの動きをまねて、身体の動きをする。 (ウ) 楽器の音に反応して、リズム的な動きをする。 (エ) 曲や歌に合わせて、自由にリズム的な動きをする。 (オ) 自分の感じたこと、考えたことを、そのまま動きのリズムで表現する。

(文部省 1956)

[1]「幼児の発達上の特質」として11項目が設けられているが、身体表現に関する内容は最後の1項目「身体的なリズムを通して、周囲の音やリズムを模倣的に表現したり、自分の感じたこと、考えたことなどを創造的に表現したりする」（文部省 1956）のみである。

身体表現活動の必要性は、明治期の「遊戯」に始まり、昭和23年の保育要領の「リズム」に示されてきたが、昭和31年の幼稚園教育要領においては、あまり重要視されていないことがわかる。「幼児の発達上の特質」にみられる、「音の高低・強弱・曲の早さや拍子などがわかるようになる」、「模倣的に表現する」という内容は、平成20年の「表現」には見当たらない。表現のねらいは、「創造的に表現する」を保育の基本としているものの、「音の高低・強弱・曲の早さや拍子などがわかるようになる」（文部省 1956）といった音楽教育としての目標を立てていることが、現在の「表現」と異なる点である。

[2]「望ましい経験」では、1. 歌を歌う、2. 歌曲を聞く、3. 楽器をひく、4. 動きのリズムで表現するの4つに分類されている。これは、昭和26年改訂版小学校学習指導要領音楽科編(試案)の領域である、「歌唱、器楽、鑑賞、創造的表現、リズム反応」の5領域を意識した項目である。それぞれの項目には詳細な内容が記され、「4. 動きのリズムで表現する」の内容は、表2の(ア)～(オ)の5項目である。保育要領の「リズム」全てが身体表現に関する内容であったことに比べると、「音楽リズム」では、身体表現が音楽活動の一部となり、その内容も曲に合わせて動くといった音楽中心の活動であり、動き(身体表現)の内容自体が減少している。また、従来の「リズム」の内容が、身体表現の意義、幼児の特性に即した援助方法や環境設定など、保育者の援助の視点が明確に記載されているのに比べると、「音楽リズム」では、リズムカルな動きをさせるといった、保育者の指導目標に重点を置いた内容となっている。

「音楽リズム」は、それまでの保育要領(試案)「音楽」と「リズム」の項目が統合された、造語である。基本的には、幼児の生活経験を大切にするという、幼児教育としての根本的な方針に基づいている。しかし、「望ましい経験」という目標が示され、「楽器の音に反応して、リズム的な動きをする」(文部省 1956)など、身体表現活動の在り方については、以前の「遊戯」に立ち返るかのよう保育者が指導すると捉えかねない項目が、並んでいる。前述の昭和28年出版の『幼稚園のための指導書-音楽リズム編-』(文部省)には、「4 動きのリズム」として、(1)一般目標、(2)具体的指導目標、(3)動きのリズムの指導(イ)基礎的指導(速度感を養う、強弱感を養うことを主とする、拍子感を養うことを主とする)、(ロ)自由表現の取扱、(ハ)多面的な取扱、(4)評価と、小学校学習指導要領のような詳細な指導項目が羅列されている。評価の9項目では、「動きができるようになったか」という文言で示されている。また本書では、保育者が音楽の要素(速度、強弱、拍子)を理解した上で、保育者にピアノを弾けることを求めた内容であったことから、保育者にとっては負担を感じる内容といえる。つまり、昭和23年の「遊びの中であらわれる幼児の自発的な表現を重視する」という倉橋の主張する自由主義の傾向が、昭和31年の「音楽リズム」では、領域を教材として扱う教科主義へと変化したのである。具体的な指導内容が文部省から示され、指導計画の作成と評価が求められた保育の場では、真面目な保育者がねらいの達成に懸命になったと考えられる。

以下の文面からは、6領域が示されたことによる混乱した状態が、読み取れる。

各領域にねらいがまず存在し、そのねらいを達成するために個々に望ましい活動を探し求め、それらを指導計画作成に位置づけ、それに即して活動を円滑に展開しなければならないかのような、すなわち総合的な遊びや活動を通して、楽しく生活するなかで領域のねらいがそれぞれ達成されるとする『領域』の本来の意義からかけ離れるきらいがあった。

(民秋言編 2006:77)

上記のように6領域について誤解が生じた原因は、6領域ごとに楽しい経験を示したことや、

領域ごとに指導計画を立てて指導しなければならないといった誤解が生じたことにあった。当時の保育では、ねらいと同時に示されている指導内容が小学校の教科教育のように、綿密に指導法が記載されていたことから、保育者は指導計画に合わせた活動を行うことに傾倒し、幼児教育本来の幼児の積極性を主体とする独自性が失われたのである。それは、「音楽リズム」になった時期から盛んになり始めた幼児の鼓笛隊など、保育者による指導を必要とする音楽活動が目立つことからわかる。また、保育現場の実践者や指導者に、学校教育経験者が数多くおりてきたこと相まって、領域が教科的に扱われる傾向へと変化したのである（森上 1997: 354）。このように、指導計画の作成、および評価を保育者に求めたことから、保育の現場では教科的な考え方に移行してきたといえる。

4. 平成元年 幼稚園教育要領に見る音楽による身体表現領域の位置づけ

平成元年刊行の幼稚園教育要領「表現」は、「音楽リズム」から大きく内容が変更された。これまでの6項目から、平成元年の幼稚園教育要領では「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5項目に変更された。以前の「音楽リズム」「絵画製作」がなくなり、平成元年には「表現」が新しく登場し、一見、従来の「音楽リズム」と「絵画製作」が融合したように見える。しかし、それだけでなく、総合的な表現活動を行うものとして設定された。これまでは、小学校教育の前段階として、歌の発声方法や、楽器の演奏といったスキルを伸ばすことに偏りがちであった。そこで「表現」では、まず幼児があらわしたくなるような“心のうずき”のようなもの（＝感性）に目を向け、一人ひとりの幼児が感じている独自の世界を、いかに表現できるようになっていくかが重視された（柴崎 1997: 361）。

平成元年に改訂された、感性と表現における領域「表現」の内容は、それまでの「音楽リズム」から一転して、抽象的な表現であらわされている。大坂の、「豊かな感性とはどういうものを指すのか、表現する意欲をどのように育てるのか、創造性を豊かにするとはどういうことなのか」（大坂 1997: 22）という言葉に代表されるように、感性、表現、創造性という言葉の定義や、保育者による具体的な援助の方法は明記されていない。つまり、表現活動においても、保育の場では幼児が楽しむことを目標とし、全ての活動における援助は個々の保育者に任されているのである。この結果、保育者の感性、資質、経験の差により、実際の保育に影響が出てくることとなったという点で課題である。

次に、現行の幼稚園教育要領「表現」の内容の取扱いにおける留意点から、身体表現に関する部分について検討する。

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々な表現することなどを通して養われるようにすること。（文部省 1991）

この文言からは、保育者のどのような援助によって、幼児の表現が養われるかという点について、読み取りにくい。身体表現活動は、保育における他の領域「環境（どのような場所や場面で行うのか）」「人間関係（誰と表現するのか）」「健康（動きは運動の側面を併せ持つ）」との関連性も強い。幼児の感動することはどのような場面なのかなど、他領域と関連させながら表現することが可能なのかも課題になる。そこで保育者には、幼児の発達に合わせて様々な視点から表現を捉え、共感と援助を行うことが求められる。

5. 保育要領・幼稚園教育要領における身体表現の変遷

これまで、昭和23年の保育要領（試案）、昭和31年と平成元年の幼稚園教育要領の全体像を見てきたが、内容を比較すると図1の通りである。

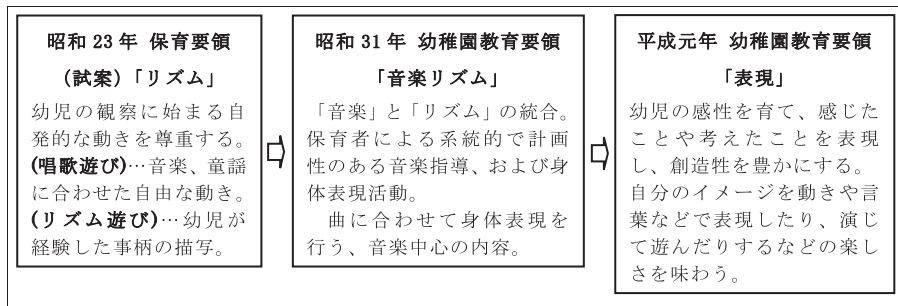


図1 身体表現領域に見る保育要領・幼稚園教育要領の変遷

以上の考察より、昭和31年幼稚園教育要領「音楽リズム」では、保育者の役割が指導することに傾き、幼児の創造性や表現の意欲を伸ばす時間が十分に取れないことなどが反省点となった。そこで平成元年の幼稚園教育要領「表現」では、詳細な内容でなく、幼児の豊かな感性を育むための表現形態の軸となる内容が示されたが、「表現」について次のような指摘もある。

現行の教育要領では、身体表現教育は形としての表現よりも、表現する意欲とその過程を重視し、幼児の気持ちを受容する保育者の姿勢を肝要なものとしている。その意義は十分認められるが、そこには具体的内容、方法は明確に示されていない。（名須川 2002: 245）

名須川は、平成元年からの幼稚園教育要領「表現」に示されているねらい、内容、留意事項だけでは、保育者は幼児の気持ちを受容することに留まり、表現に対する具体的な援助方法が示されていないことを危惧している。それに対して、昭和23年に文部省に施行された最初の手引書の保育要領「リズム」では、身体表現の意義、保育者の視点、保育者がかかわる際の留意点などが明確に示されている。これは、戦後間も無い時期に作成されたもので、当時の混乱期には保育の場での理解を得ることが難しかったが、現在のように落ち着いている状況においては、幼児の

自発的な活動が尊重されている点で共通することから、参考になる。

「表現」は、約70年前にアメリカのCIEのもとに制定された保育要領「リズム」を今一度、見直すことで、身体表現教育の意義を見直す機会になるのではないだろうか。

6. 今後の幼児の身体表現活動への示唆

現在の幼稚園教育要領「表現」では、感性を育み、表現しようとする意欲や態度を育成するという、幼児の生活における成長・発達を、見守り育てるということに重点が置かれている。内容については、生活の中で様々な音に気付き音楽に親しむという、音楽教育導入前の幼児の原初的な音楽活動の重要性が示されている。これは、遊びを通して行われる幼児教育の基本姿勢に基づいたもので、保育者をもつ視点としては大切なことであるだろう。

これまで保育要領（試案）および幼稚園教育要領の変遷を見てきたが、達成目標が明確すぎる昭和31年の「音楽リズム」より、昭和23年の保育要領（試案）における「リズム」の内容の方が、幼児の発達や特性を踏まえた活動を記載しており、保育者が身体表現活動を考えるうえで参考になると考える。その理由として、保育要領（試案）の項目「リズム」の内容からは、リズムにおける保育者の視点を明確にしていることが読み取れることがあげられる。まず、遊びの中であらわれる幼児の自発的な表現を重視し、幼児がリズム遊びで表現するという具体的な内容を示している。また、それらの身体表現に合わせて保育者が美しく簡単な音楽をつけることで、リズム遊びがさらに楽しくなるとともに感情も豊かになっていくことを明記している。これは、リズム遊びを通して感性を養うことにつながることを示しているのであり、現在の領域「表現」にも共通する部分である。また、「リズム」を身体の動きと捉え、保育者が教えこむような活動ではなく、幼児が遊びの中で楽しく自発的に行える内容であることを強調している点も、現在の保育に活かせられるといえる。

次に、現在の幼稚園養育要領「表現」の身体表現活動における示唆として、昭和23年の保育要領（試案）「リズム」を元に、保育者の援助の観点を4点にまとめる。

① 幼児の特性をとらえる。

まず保育者は、保育の自由な遊びの中で、幼児が自発的に行う身体表現を観察する。そこで、幼児の走る、跳ねる、スキップ等のステップ、手の動き等に注目し、保育のなかでそれらの決まった動作を身体表現活動に取り入れ、幼児同士で共有することで、個々の満足感へ繋げる。

② 身体表現活動の目的を明確にする。

リズム遊びによって個々の幼児がリズムなどの音楽的な刺激を受け、内なる感情を満足させて、身体をつかってあらわすことで、楽しく感じられることが重要である。幼児は、自分の思いを全て言葉で表現することは難しいが、音楽を使った身体表現は、言葉よりも先に身体が動きやすい幼児にとって、身近な表現である。感性を育むためには、幼児の心を動かしている事物に保育者が気づき、幼児の気持ちに沿うことが有効である。

③ 幼児の発達に即した環境を設定する。

表現活動は、幼児の自発的なリズム遊びを推奨するものであり、そのためには、事物に関心を持って観察するという、知的な好奇心を促進することが大切である。環境設定として、幼児が動きやすい場所、強制された雰囲気ではない環境、自由な時間を確保することが必要である。

④ 使用する音楽の留意点

身体表現活動を行う際の音楽は、保育者が幼児の動きに合わせて即興的に適当な音楽をつけられることが、最も相応しいことであるが、それが難しい場合は、できるだけ美しい音色で、わかりやすい曲が好ましいと考える。近年はマスメディアの発達により様々な音楽が生活の中であふれ、美しい音楽とはどのようなものかが、保育者としても分かりにくくなっている。幼児教育の場では音楽的、かつ幼児に理解されやすい音楽を選択する姿勢が望まれる。幼児期に音楽の美しさに対する敏感な耳を育て、表現する力の芽生えを養うことは、長い人生の出発点として大切なことである。

お わ り に

本研究の目的は、保育における身体表現活動の考え方や方針の変遷を明確にすることにより、現在の保育内容「表現」の課題を明らかにすることであった。

明治期から大正期にかけて「遊戯」とした保育内容は、昭和23年には、保育要領（試案）「リズム」（文部省 1948）と改められ、その目的は、「幼児のひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませることにある」と示されている。当時の身体表現の考え方は、坂元による名称の刷新とともに、幼児の考えていることを身体で自由に表現して楽しむ活動とし、心身の発達に大切な活動と位置づけたのである。このような、幼児を主体とする活動の在り方は、現在にも通じる幼児教育の基本と考える。

一方、昭和31年刊行の幼稚園教育要領「音楽リズム」では、保育方針が動きよりも音楽を指導することに偏ったという問題点が明らかになった。

戦後すぐの保育要領（試案）「リズム」は、ヘファーナンが示した原案に従ったもので、倉橋の「保育は幼児の生活から出発するべき」という考えも反映され、現在にも示唆することが多い。ただ、実際の保育では、スキップや歩行など、一斉に運動的な身体表現を行う幼稚園・保育所はあるものの、幼児の思いや考えを主体的に身体で表現し、知的好奇心を養うためにも大切な創造的表現活動を行う園は少ない。その理由として、幼児の自然観察や経験から生まれる創造的表現活動を行うためには、ゆったりとした時間、空間が必要であるとともに、保育者がどのような声掛けをし、環境を設定することが有効かを緻密に考えることが求められるからである。

今回、保育要領（試案）「リズム」における「リズム遊び」をもとに、保育者の身体表現活動に対する援助の観点を4点示した。約70年前に考案された保育要領（試案）「リズム」ではある

が、幼児のイメージしたものを表現につなげる自発的なリズム遊びは、今後の表現活動への手掛かりとなると考える。

注

- 1) 教育学者、児童心理学者。「保育」「幼稚園保育」とは異なる「就学前の教育」ということばを用いた人物。
- 2) 保育要領（試案）は、幼稚園教育要領の原型となるもので、法的拘束力はない。
- 3) 世界で初めて幼稚園を開園したドイツ人教育者。
- 4) 雑誌『婦人と子ども』は、1901年から1918年までフレーベル会と日本幼稚園協会によって出版された。
- 5) 小学校訓導、校長兼幼稚園長を経て大正12年に瑞穂幼稚園、昭和2年に東京昭和保姆養成所を設立（大沼2007:2）。明治期の遊戯を批判し、「感じ」の表現やその経験を重視した「律動遊戯（行進遊戯）」と「律動的表情遊戯（唱歌遊戯）」を考案、その普及に努めた（大沼2007:1）。
- 6) 教育学者、児童心理学者。東京女子高等師範学校教授、附属幼稚園主事。日本保育学会創設、初代会長。「保育」「幼稚園保育」とは異なる「就学前の教育」ということばを用いた人物と言われている（松本2012:7）。
- 7) CIEとは、Civil Information & Education Sectionの略である。日本占領管理の実施期間である連合国再考指令官総司令部に設置された教育担当部局であった。
- 8) 児童心理学、及び教育学の深い学識と、カリフォルニア州における教育局長としての教育実績のもと、総司令部の日本教育指導に参加した人物である（宍戸；阿部1997:127-129）。
- 9) 香川県生まれ。師範学校の教員、女学校の教授を行い、講習会にて遊戯作品を発表。昭和24年に学制改革によりお茶の水女子大学助教授、昭和29年に日本女子体育連盟結成し会長となる。昭和30年にお茶の水女子大学教授となり、昭和37（1968）年に退職、日本女子体育短期大学教授となる。（名須川1999:204）。

参考文献

大坂克之

1997『感性を育む表現教育』大坂克之；林 昌子；石川正美；大屋勝利（監修）東京：コレール社。

大沼覚子

2007「土川五郎における「遊戯」論の展開とその歴史的意義」『幼児教育史研究』（2）：15-30。

笠原 潔；徳丸吉彦

2007『音楽理論の基礎』東京：放送大学教育振興会

小山みずえ

2012『日本幼稚園教育実践史の研究』東京：学術出版会。

宍戸健夫

1989『日本の幼児保育－昭和保育思想史－下』東京：青木教育叢書。

宍戸健夫；阿部真美子 編著

1997『戦後保育50年史 証言と未来予測（1）保育思想の潮流』東京：栄光教育文化研究所。

柴崎正行 編著

1997『戦後保育50年史 証言と未来予測（2）保育内容と方法の研究』東京：栄光教育文化研究所。

戦後教育改革資料研究会編

1980『文部省学習指導要領』東京：日本図書センター。

園山順子；山口茂壽

1997「幼稚園教育要領における身体表現活動の取り扱いの変遷に関する一考察」『日本保育学会研究論

文集』第50回大会：908-909.

田辺圭子

2006「保育者養成における身体表現－実技講習に対する保育者の感想からの検討－」『北陸学院短期大学紀要』(37)：25-33.

日本保育学会編

1985『日本幼児保育史第六巻』東京：フレーベル館.

名須川知子

1999「101 戸倉ハルの遊戯観に関する研究」『日本保育学会大会研究論文集』(52)：201-205.

2002「遊戯作品にみられる動きのリズムの変遷に関する研究－明治期から昭和前期まで－」『保育学研究』40(2)：245-251.

フレーベル会；日本幼稚園協会

1901～1918『婦人と子ども』東京：フレーベル会.

松本晴子

2012「史的変遷からみる幼児教育における音楽活動の特徴：昭和初期から昭和20年代半ばに注目して」『宮城学院女子大学発達科学研究』(12)：1-9.

民秋言編

2006『保育原理－その構造と内容の理解－』東京：萌文書林.

村山貞雄

1978『日本幼児保育史(6) 保育要領の刊行』東京：フレーベル館.

森上史朗

1997『戦後保育50年史 証言と未来予測(2) 保育内容と方法の研究』柴崎正行編著；東京：栄光教育文化研究所.

文部省

1947「昭和22年度 保育要領 幼児教育の手びき(試案)」

<https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/index.htm>

1948『保育要領－幼児教育の手引き』東京：師範学校教科書株式会社.

1953『幼稚園のための指導書－音楽リズム編－』東京：明治図書出版.

1956「昭和31年度 幼稚園教育要領」<https://www.nier.go.jp/guideline/s31k/index.htm>

1991「平成元年3月 幼稚園教育要領 付学校教育法施行規則(抄)」

<https://www.nier.go.jp/guideline/h01k/index.htm>

文部科学省

2007「平成20年3月告示 幼稚園教育要領」<https://www.nier.go.jp/guideline/h19k/index.htm>

[かどわき さきこ 音楽教育学]